

神奈川労働局発表
平成27年10月1日

神奈川労働局労働基準部賃金課
課長 広田 光彦
課長補佐 湯川 和彦
電話 045-211-7354(ダイヤルイン)

報道関係者 各位

**毎年10月は中小企業退職金共済制度の「加入促進強化月間」です
～従業員の福祉の増進を図るため、国の退職金共済制度への加入を促進します～**

中小企業退職金共済制度は、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業に対して、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって設けられた国の退職金制度です（運営は独立行政法人勤労者退職金共済機構）。

国では、初めて中小企業退職金共済制度に加入する事業主及び掛金月額を増額する事業主に掛金の一部を国が助成したり、掛金は全額非課税とされるなど優遇措置を講じているほか、県内の12市10町の地方自治体では、中小企業退職金共済制度について、独自に掛金の一部を補助しています（添付資料1参照）。

神奈川労働局では、毎年10月に独立行政法人 勤労者退職金共済機構が実施している中小企業退職金共済制度の「加入促進強化月間」において、局及び労働基準監督署の窓口パンフレットを備え付けるとともに、各種説明会などの場を活用した加入勧奨等を行うなどの取組を実施することとしています。

この制度の詳細について説明を希望される方は、勤労者退職金共済機構（☎03-6907-1234）にご連絡ください。ご要望に応じて県内に配置されている相談員が直接説明に伺います。

《参考》

国の退職金共済制度には、一般の中小企業を対象とする「一般の中小企業退職金共済制度（略称「中退共」）」のほか、期間雇用従業者を対象とした「特定業種退職金共済制度（建設業退職金共済制度（略称「建退共」）、清酒製造業退職金共済制度（略称「清退共」）、林業退職金共済制度（略称「林退共」））」とがあります（添付資料2参照）。

■神奈川県 (22)12市10町

平成27年9月現在

自治体名	担当課	補助金の額
平塚市	産業振興課	被共済者1人につき掛金月額3,000円を限度として、共済掛金に15%の率を乗じて得た額の合計額
鎌倉市	産業振興課	被共済者1人1月400円
相模原市	雇用政策課	掛金月額18,000円を限度とし、その30%を乗じた額
秦野市	産業政策課	掛金月額14,000円を限度とし、月額掛金の10%を補助
三浦市	観光商工課	掛金月額5,000円を限度とし、その10%以内
厚木市	産業振興課	掛金月額7,000円を限度とし、その10分の1以内
大和市	産業活性課	従業員1人当たりの掛金月額の20%以内、ただし1人1,400円を限度
伊勢原市	商工観光振興課	被共済者1人につき月額共済掛金5,000円を限度としてその100分の10
海老名市	商工課	被共済者のために支払った退職金共済掛金の10%以内とする。ただし、被共済者1人当たりの掛金月額が6,000円を超えるものにあたってはこれを6,000円として算定する
座間市	商工観光課	掛金月額5,000円を限度とし、その10%
南足柄市	産業振興課商工観光班	掛金月額5,000円を限度とし、その10%
綾瀬市	商工振興課	掛金月額5,000円を限度とし、その10%以内(100円未満切り捨て)
寒川町	産業振興課	掛金月額5,000円を限度とし、その10%
大磯町	産業観光課	掛金月額の10%
二宮町	産業振興課	掛金月額10,000円を限度とし、その10%に相当する金額
中井町	環境経済課	被共済者1人につき掛金月額5,000円を限度とし、その10分の1以内
大井町	地域振興課	被共済者1人につき掛金月額5,000円を限度とし、その10%以内
松田町	観光経済課	掛金月額5,000円を限度とし、その10分の1
開成町	産業振興課	掛金月額5,000円を限度とし、その10%
箱根町	観光課	被共済者1人1月掛金月額2,000円未満100円、掛金月額2,000円以上200円
湯河原町	観光課	掛金月額5,000円を限度とし、その10分の1
愛川町	商工観光課	掛金月額5,000円を限度とし、その10%

※ 新しく加入した事業所に補助金をお支払いする自治体が大部分となりますが、加入状況によっては助成対象とならない場合もあります。
 交付対象の条件、補助金の額、交付期間等の詳細につきましては、各自治体の担当課までお問い合わせください。

国の退職金共済制度(中退共、建退共、清退共、林退共)は ここをチェックです！！！！

チェックポイント！！

① 国が掛金を助成します！！！！

(中退共制度の場合、新規加入事業主に対し、従業員ごとに掛金月額1/2(1人当たり5,000円が上限)を加入後4か月目から1年間、助成します。掛金月額を増額する事業主に対する助成もあります。建退共、清退共、林退共の各制度でも証紙の一定枚数分を助成します。)

② 掛金は全額非課税です！！！！

(掛金は事業主が全額負担し、法人企業の場合は損金として、個人企業の場合は必要経費として、全額非課税となります。)

一般の中小企業には ～中退共制度

① 中小企業(業種によって範囲が異なります。一般業種の場合は常時雇用する従業員数300人以下又は資本金の額・出資の総額3億円以下)であれば、従業員を加入させることができます。

② 掛金月額は、従業員ごとに5,000円から30,000円まで、16種類から選べます。(短時間労働者はこの他に2,000円、3,000円、4,000円の特例掛金月額があります。)

③ 掛金は口座振替ですので手間がかかりません。

④ 退職金の額は掛金月額と納付月数で決まります。

例: 掛金月額10,000円を10年間(120月)納付いただいた場合 1,265,600円
20年間(240月)納付いただいた場合 2,666,600円
30年間(360月)納付いただいた場合 4,213,100円

⑤ 過去の勤務期間や転職した場合の通算制度があります。

建設業を営む方には ～建退共制度

① 建設業を営む方なら加入できます。

② 掛金の額は1日310円、もよりの金融機関で「共済証紙」を御購入いただき、労働者に賃金を支払うつど、働いた日数分の共済証紙を「共済手帳」にお貼りください。

③ 国が掛金の一部(初回交付の手帳の50日分)を助成します。

④ 退職金の額は共済証紙の枚数(21日分を1か月と換算)で決まります。

例: 共済証紙が2,520枚(掛金納付年数10年)の場合 936,789円
5,040枚(掛金納付年数20年)の場合 2,205,588円

⑤ 公共工事の入札に参加するための経営事項審査で加点されます。

清酒製造業を営む方には ～清退共制度

- ① 清酒製造業(清酒・単式蒸留しょうちゅう・泡盛・みりん2種)を営む方なら加入できます。
- ② 掛金の額は1日300円、もよりの金融機関で「共済証紙」を御購入いただき、労働者に賃金を支払うつど、働いた日数分の共済証紙を「共済手帳」にお貼りください。
- ③ 国が掛金の一部(初回交付の手帳の60日分)を助成します。
- ④ 退職金の額は共済証紙の枚数(15日分を1か月と換算)で決まります。

例: 共済証紙が1,800枚(掛金納付年数10年)の場合 623,250円

3,600枚(掛金納付年数20年)の場合 1,476,450円

林業を営む方には ～林退共制度

- ① 林業を営む方なら加入できます。
- ② 掛金の額は1日470円(10月1日から変更になりました。)、もよりの金融機関で「共済証紙」を御購入いただき、労働者に賃金を支払うつど、働いた日数分の共済証紙を「共済手帳」にお貼りください。
- ③ 国が掛金の一部(初回交付の手帳の62日分)を助成します。
- ④ 退職金の額は共済証紙の枚数(17日分を1か月と換算)で決まります。

例：共済証紙が2,040枚（掛金納付年数10年）の場合 990,601円

4,080枚(掛金納付年数20年)の場合 2,086,030円

お問い合わせは

独立行政法人勤労者退職金共済機構 <http://www.taisyokukin.go.jp/>

事業本部	連絡部署	電話番号	FAX
中退共	本部	03-6907-1234	03-5955-8211
	名古屋コーナー	052-856-8151	052-856-8155
	大阪コーナー	06-6536-1851	06-6536-1850
建退共	本部	03-6731-2841	03-6731-2896
	東京相談コーナー	03-3551-5276	03-3206-8110
	大阪相談コーナー	06-6941-2244	06-6941-3489
清退共	本部	03-6731-2887	03-6731-2890
林退共	本部	03-6731-2887	03-6731-2890

財形本部からのお知らせ

勤労者退職金共済機構では財形持家転貸融資も実施中！！

今年7月から、子育て中の勤労者の方への金利引下げ(－0.2%)を始めました。